

(様式第 1 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所
(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)
氏 名
(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市子ども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市子ども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱第 5 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

- (1) 補助金の額 金 円 (千円未満切捨て)
- (2) 算出の基礎

		① 補助 対象 経費	②補助基準 上限額	③補助額 (①と②を比較して少 ない方の額に 3/4 を乗 じた額)
改 修 等	工事請負費	円		円
	原材料費	円		
	需用費	円		
	役務費	円		
	委託料	円		
	使用料	円		
	賃借料 (敷金を除く)	円		
	備品購入費	円		
	合計	円	4, 000, 000 円	
礼金及び開設前 1 カ月の賃借料		円	600, 000 円	円

2 整備を行う事業所の所在地、名称及び種別

(1) 所在地

(2) 名 称

(3) 種 別 大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業

3 補助事業等の開始予定日及び完了予定日

年 月 日～ 年 月 日

4 補助事業の名称、目的及び内容

(1) 名称

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助事業

(2) 目的

(3) 内容

5 補助金を必要とする理由

6 添付書類

(1) 事業計画書及び工程表

(2) 収支予算書

(3) 補助対象に係る見積書の写し

(4) 工事明細書

(5) 工事関係図面一式

(6) 備品の設置予定場所を示す位置図

(7) 賃貸借契約（予定）書の写し

(8) その他、本市が必要とする書類

様

大阪市長

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により通知します。

1 補助金の交付額 金 _____ 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 補助事業等の内容、経費の配分又は執行計画の変更（要綱第8条第2項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 要綱第18条第1項に定める期間が経過するまでは、不動産及びその従物並びに要綱第18条第2項に定める機械及び器具を、市長の承認を受けないでこの補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市長に返納させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図ること。
- (6) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。なお、事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支店等）であって、みずから消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。また、市長に報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市長に納付させることがある。
- (7) 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の処分が完了する日、又は要綱第18条第1項に規定する期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しなければならない。

- (8) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (9) 市長が、補助金の適正な執行を期するため、補助事業者に対して報告を求め、又は本市職員に当該補助事業者の事務所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (10) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）及び要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

(様式第3号)

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第 4 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて通知のあった大阪市こども誰でも通園
制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金の交付決定について、大阪市こども誰でも通園制度の試
行的事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により申請を取り下げます。

1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2 取下げの理由

(様式第 5 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付の決定を受けた補助事業等について、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり変更の承認を申請します。

(変更する内容及びその理由)

(様式第 6 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等
について、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱第 8 条第 1
項の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申請します。

(中止・廃止の理由 (中止の場合は、その期間))

(様式第7号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金について、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱第9条第2項の規定により、次のとおり取消・変更したので通知します。

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

(様式第 8 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあっては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあっては
その名称、代表者の氏名)

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等
について、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱第 12 条第
1 項の規定により、次のとおり実績を報告します。

1 補助金の予定金額 金 円

2 整備を行った事業所の所在地、名称及び種別

(1) 所在地

(2) 名 称

(3) 種 別

3 補助事業の名称

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助事業

4 補助金の交付の決定に係る通知書の交付日及び交付番号

年 月 日 大阪市指令こ青第 号

5 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 補助事業に係る契約関係書類の写し

(3) 補助事業に係る請求書、領収書又は経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写し(ただ
し、これらが無い場合は未払い分の請求書の写し)

(4) 前号に規定する書類で証明される金額が、第 2 号に掲げる契約関係書類の金額と異なる場合は、その
理由書

- (5) 工事完成引渡書の写し
- (6) 室別面積表
- (7) 建物の配置図・平面図の写し
- (8) 備品を設置した場所を示す位置図
- (9) 工事施工箇所の写真等
- (10) その他、本市が必要とする書類

(様式第9号)

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金については、次のとおり補助金額を確定したので、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

(様式第 10 号)

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所

(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市子ども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金支払報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業について、当該補助事業に係る支払いが完了しましたので、大阪市子ども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱第 15 条第 1 項の規定により、領収書又は経費の振込を行ったことを金融機関が証明した書類の写しを添えて報告します。

(様式第 11 号)

大こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金額再確定通知書

年 月 日付け大こ青第 号にて補助金額の確定を通知した大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金については、補助金額の確定を取り消し、次のとおり、改めて確定したので、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱第 15 条第 2 項の規定により通知します。

確定金額 金 _____ 円

年 月 日

(提出先) 大 阪 市 長

住 所
(法人その他の団体にあつては
主たる事務所の所在地)

氏 名
(法人その他の団体にあつては
その名称、代表者の氏名)

大阪市子ども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金精算報告書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて補助金の交付決定を受けた補助事業等
について、大阪市子ども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱第 16 条第
1 項の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

1 精算内容	受領額	金	円
	支出額	金	円
	差引剰余（又は不足）額	金	円

- 2 添付書類
- (1) 収支決算書
 - (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(様式第 13 号)

大阪市指令こ青第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令こ青第 号にて交付決定した大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので、大阪市こども誰でも通園制度の試行的事業実施施設開設準備経費補助金交付要綱第 17 条の規定により通知します。

1 取消しの内容

2 取消しの理由